

論文審査の結果の要旨

氏名 高松 香奈

本論文は、「人間の安全保障」の実現に資する日本の政府開発援助（ODA）とはいかなるものかを探るべく、ミャンマーを起点とする女性・女兒の強制された移動を対象として、ジェンダーの視点から以下を探る。第一に、その移動のプッシュ要因、第二に、強制された移動のなかでも人身取引を根絶するうえで、「人間の安全保障」を基本方針に掲げる日本の ODA が果たしうる役割、第三に、日本の ODA と国内施策との政策的な一貫性、である。

第1章では問題の所在が示される。日本は、性的搾取を目的とする女性・女兒の人身取引の有数の受入国であり、NGO のみならず米国政府等からも、政府の対策が不十分であると批判されてきた。これに対する日本政府の応答では、日本が外交の柱および ODA の基本方針として「人間の安全保障」を掲げており、2004 年には人身取引対策行動計画を策定して防止や被害者の保護を重視していること、ODA を通じて根本的解決に取り組んできたことを、強調している。ここから導かれるのが、人身取引のように個々人の尊厳が深刻に侵害されるグローバル課題に対して、日本の ODA は果たして、人間の安全保障の実現に資するものになっているのか、という検討課題である。

ミャンマーからの女性・女兒の強制された移動が、本論文の検討対象となる理由は二重である。日本がミャンマーにとって最大の ODA 供与国であること、そして、ミャンマーが位置するメコン河流域は、世界でも最大級の人身取引の集散地であり、なかでもミャンマーからの送り出しが多いと推測されること、である。

第2章は、2003 年の ODA 大綱の改定により、人間の安全保障の概念が基本方針として導入された過程をたどる。日本の ODA では従来、経済インフラ整備などの比重が高く、大綱改定後も転換が見られない。そもそも、人間の安全保障の概念が政府内で共有されたふしが見出せない。むしろ米国同時多発テロ以降、日本での人間の安全保障は、平和構築という題目でテロとの戦いを支える理念となっているごとくである。

第3章では、開発のための政策一貫性（PCD）の観点を整理する。人身取引のような国境横断的な問題に対策を講じていく上で、PCD の観点は不可欠である。従来の PCD 論では経済開発に焦点が当てられて、開発援助を通じた個人の福祉の向上は、直接には考慮されてこなかった。経済成長を遂げても、分配や人権保障、ジェンダー平等の面で達成に遜色があることが、東アジアの事例から検討される。

第4章によれば、移動者からの聞き取りは、ミャンマーからの移動が国境付近に限らず、全土から大規模に起こっていることを示唆する。従来それは、軍事政権による弾圧を背景に国境付近で起こる少数民族の問題とみなされてきたが、事態はより全般的である。選択肢の有無という点において、女性の生活困窮は厳しい。若年女子には異なる渡航方法や異なる仕事のアレンジされる傾向にあり、特に人身取引の被害者になりやすい。男女ともに移動の決定には、本人の意思以上に家族や親族の切羽

詰った期待があり、強制の要素が強いことが指摘される。

第 5 章でまず留意されるように、ミャンマーに対して国際社会は消極的な援助体制を取っている。最大ドナーである日本は、人権侵害国を支えているとして非難されている。ミャンマーに関しては政府の介入を理由に人道支援も停止され、人間の安全保障の観点から矛盾する状況になっている。日本政府は、ミャンマーのような脆弱国家の人々にどうアプローチしていくのか、明瞭な政策手段を描けていない。

第 6 章によれば、国内施策として求められるプル要因への対策が、日本では薄弱である。著者が協力者として実施した国内アンケート調査の結果から、買春を容認する態度の特徴が析出される。セックス産業への需要を抑制するうえで、男女の差よりも個性や個人差を重視する態度を涵養することが課題である、というインプリケーションが導かれる。

しかし、第 7 章で見ると日本の人身取引対策行動計画は、入国管理の厳格化・取締り強化と、帰国支援の偏重という特徴をもつ。セックス産業の従事者への規制を強化しても、セックス産業への需要を抑制する取組は行われていない。脆弱な立場の悪用という形態で、人身取引が日本社会の中で横行していることに、注意が喚起される。

第 8 章は、開発課題が途上国のみでなく、日本社会の在り方の問題でもあると強調する。開発援助においてジェンダー視点を主流化することが、人間の安全保障の実現を促進していくであろうと展望される。

本論文は、人身取引という個人の生存と尊厳を著しく脅かす開発課題に焦点を当てて、日本のODAの基本方針である人間の安全保障が、いかに貫かれているか、その実現にとっての課題は何かを探究したものであり、博士（国際協力学）の学位を授与できると認める。